



上尾税務署から 確定申告のご案内

申告期限 3月15日(金)

上尾税務署
〒362-8504西門前577
☎770-1800(自動音声案内)

●確定申告書はホームページ上で作成して提出を

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して、自宅などで確定申告書が作成できます。申告書はe-Tax^{インターネット}または郵送で提出してください。なお、1月以降は、ID・パスワード方式で簡単にe-Taxで申告できます。

①e-Tax・確定申告書等作成コーナーの操作に関する質問・相談⇒**e-Tax・作成コーナーヘルプデスク**(☎0570-01-5901、受け付け月～金(祝、12月29日～1月3日(木)を除く))

②確定申告などに関する案内⇒**国税庁ホームページ「確定申告特集」**

●所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を開設

時2月18日(月)～3月15日(金)9～17時(受け付け/8時30分～16時(土)日を除く。ただし、2月24日(日)・3月3日(日)は開場) 所上尾税務署 ※申告書の作成には時間を要するため、早めにお越しください。 ※確定申告会場の開設期間前は、相談スペースが限られているため、長時間お待ちいただく場合があります。

●配偶者控除・配偶者特別控除の改正

平成30年分の確定申告から次のとおり改正されます。

(1)配偶者控除

改正前の控除額は一律38万円でしたが、改正後は申告者本人の合計所得金額に応じ、①900万円以下の場合38万円(48万円)②900万円超950万円以下の場合26万円(32万円)③950万円超1,000万円以下の場合13万円(16万円)となります。※()内の金額は、老人控除対象配偶者(控除対象配偶者のうち、12月31日現在の年齢が70歳以上の人)の場合です。

(2)配偶者特別控除

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下に変更され、申告者本人の合計所得金額によって控除額が異なります。 ※申告者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は(1)(2)どちらも適用できません。詳しくは、国税庁ホームページで確認してください。

確定申告に用意する物

還付申告をする場合、本人名義の預(貯)金口座の通帳が必要です。それ以外の持ち物については、「市・県民税申告に用意する物」(10ページ参照)を確認してください。詳しくは、上尾税務署へ問い合わせてください。

確定申告する場合の市・県民税に関する注意点

(1)確定申告書2表「住民税・事業税に関する事項」の「16歳未満の扶養親族」、「配当割額控除額」、「株式等譲渡所得割額控除額」、「寄附金税額控除」(ふるさと納税分も含めて確定申告してください)の内容は、市・県民税の計算に必要な情報のため、書き漏らしのないように注意してください。

(2)年末調整や確定申告で住宅借入金等特別控除を含めていない場合は、市・県民税で適用させるために3月15日(金)までに確定申告(訂正申告)を行ってください。

(3)市・県民税の計算に医療費控除などを追加する人で、すでに住宅借入金等特別控除を含めて年末調整している場合は、年末調整で所得税額が0円となっていたとしても、新たに確定申告しなければならないことがあります。

(4)配当所得、譲渡所得で源泉徴収された市・県民税の還付や充当を希望する場合は、市・県民税の納税通知書が送付されるまでに確定申告を行ってください。

(5)申告不要制度の対象となる配当・譲渡所得は、所得税と市・県民税で異なる課税方式を選択できます。選択する場合は、市・県民税の納税通知書が送付されるまでに、確定申告書とは別に市県民税・県民税申告書を提出してください。ただし、申告不要を選択した場合は、市・県民税の還付や充当はできません。

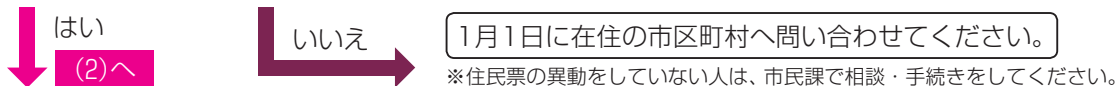
始まります 税の申告

市民税課
☎775-5131・5132
☎775-9846

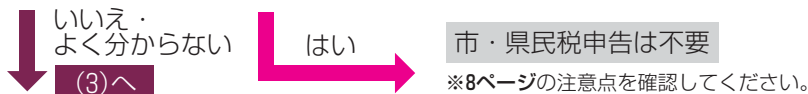
確定申告、市・県民税の申告の受付期間は2月18日(月)～3月15日(金)です。市民税・県民税申告書は、前年度に提出した人などへ2月上旬に郵送します。また、市民税課、各支所・出張所でも配布します。

申告が必要か確認を

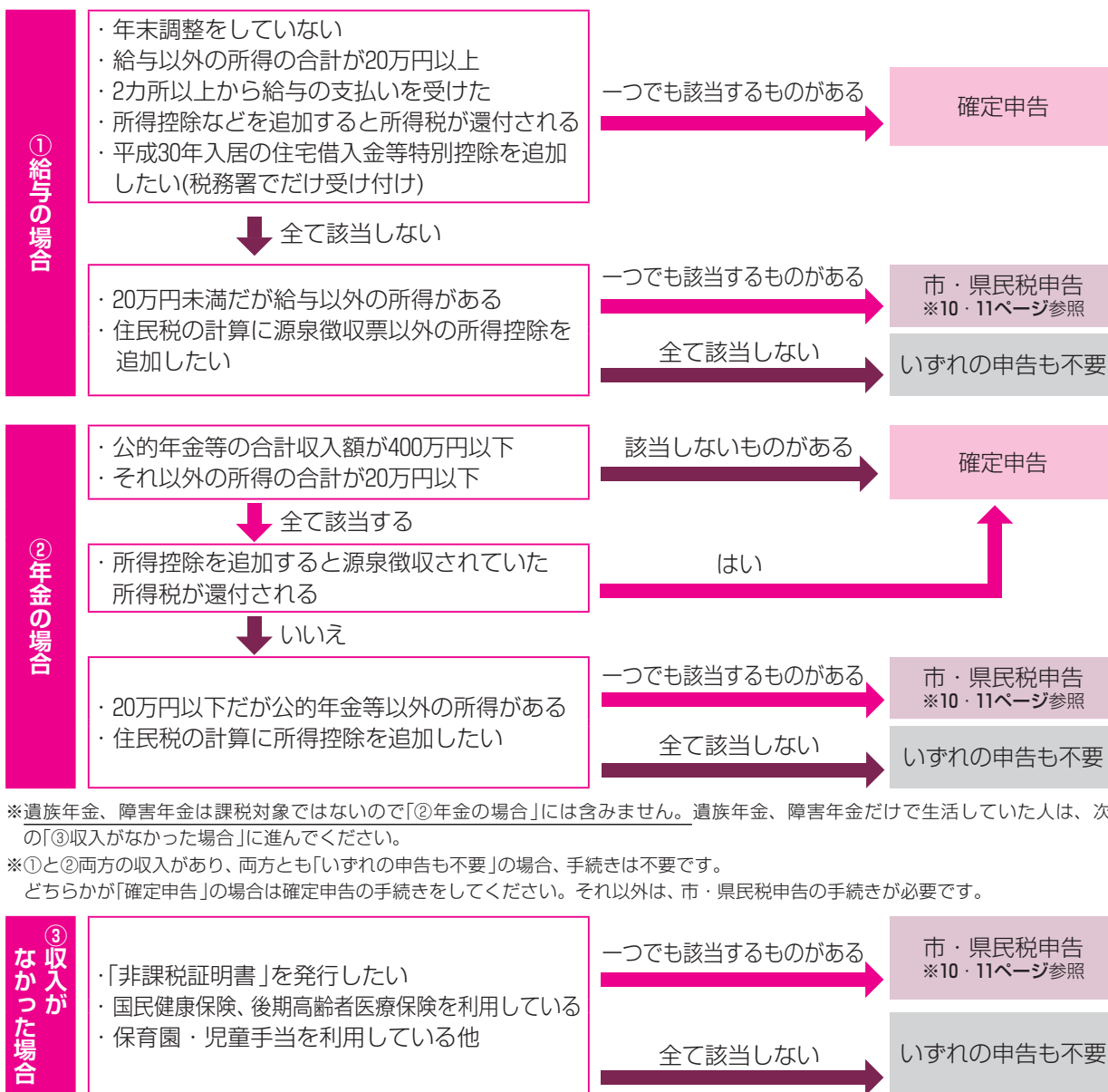
(1)平成31年1月1日現在、上尾市に住んでいますか？



(2)平成30年分の確定申告をしますか？



(3)平成30年1月1日～12月31日の間に、どのような収入がありましたか？



※遺族年金、障害年金は課税対象ではないので「②年金の場合」には含みません。遺族年金、障害年金だけで生活していた人は、次の「③収入がなかった場合」に進んでください。

※①と②両方の収入があり、両方とも「いずれの申告も不要」の場合、手続きは不要です。

どちらかが「確定申告」の場合は確定申告の手続きをしてください。それ以外は、市・県民税申告の手続きが必要です。

市・県民税の申告

受付期間
2月18日(月)～
3月15日(金)

市民税課
☎775-5131・5132
☎775-9846

市民税・県民税申告書は、平成31年度に課税する市・県民税額(平成30年中の所得などにより算出)を計算する際の資料になります。

●市・県民税申告に用意する物

- 申告書
- 印鑑
- 「個人番号カード」または「個人番号通知カード+自動車運転免許証・健康保険証他」

所得・控除を証明する書類

- 平成30年分給与所得・公的年金等の源泉徴収票など収入金額が分かる物
- 各種控除を証明できる証明書・領収書(平成30年1～12月に支払った物)
 - ・社会保険料(国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金、介護保険他)
 - ・生命保険料
 - ・地震保険料
 - ・寄附金
 - ・各種障害者手帳
- 医療費控除を受ける場合は、医療費の明細書または医療費通知 ※詳しくは、右記の「医療費控除を受ける人へ」を確認してください。

※市・県民税申告では、医療費控除を受けるための書類を除き、写しの提出でも受け付けます。

●医療費控除を受ける人へ

平成30年中に支払った医療費について「医療費控除の明細書」を作成してください(事前に個人や病院ごとの支払金額と保険などで補てんされた金額を集計した表を作成する)。

※医療保険者が発行する次の必要事項(1)～(6)全てが記載された「医療費のお知らせ」などを添付する場合、「医療費控除の明細書」の明細部分の記入を省略できます。

- (1)被保険者等の氏名
- (2)療養を受けた年月
- (3)療養を受けた者
- (4)療養を受けた病院、診療所、薬局などの名称
- (5)被保険者等が支払った医療費の額
- (6)保険者等の名称

※平成30年分の申告に医療費などの領収書は添付不要です(ただし、領収書はご自身で5年間保存する必要があります)。

※「セルフメディケーション税制による医療費控除の特例」での申告を希望する場合、上記の医療費控除は選択できません。どちらか一方だけを選択して控除を受けられます。

●市民税・県民税申告書の提出

申告書は、次の①～③のいずれかで提出してください。 ※申告書に資料を貼り付けしないでください。また、必要な資料が添付されていない場合は、所得や控除を修正します。申告書は、市ホームページから作成することもできます。

- ① **郵送** / 記入、押印済みの申告書に上記「市・県民税申告に用意する物」で該当する書類を添付して、市民税課(〒362-8501本町3-1-1)に郵送 ※郵送された資料は返却しません。資料の返却や申告受付書が必要な人は、切手を貼り宛名を記入した返信用封筒を同封してください。申告書のコピーが必要な人は、郵送前にコピーしてください。
- ② **市民税課申告書受け付け用ポスト** / 市民税課の窓口にある、申告書受け付け用のポストに投かん ※①と同様に準備したものを投かんしてください。
- ③ **申告会場** / 「市・県民税申告受付会場」(11ページ参照)で提出 ※申告会場開設に伴い、申告期間中(土も含む)、市民税課窓口では職員による申告書作成補助や、作成した申告書の確認は行っていません。所得税の確定申告は税務署で受け付けていますが、確定申告書A(給与収入や年金収入だけの人など)は、市・県民税申告受付会場でも受け付けます。確定申告書B(営業・譲渡所得などがある人)や、平成30年入居開始分の住宅借入金等特別控除を受ける人は、税務署で申告してください。

【市・県民税申告受付会場】

とき	ところ	対象地区
2/18(月)		緑丘・上町・仲町・二ツ宮
19(火)	文化センター	宮本町・愛宕・栄町・日の出・上尾宿・上尾下・上尾村
20(水)		東町・本町・原市(1316~1440番地)・原新町
21(木)	コミュニティセンター	弁財・浅間台・中妻・谷津
22(金)		春日・柏座・富士見
25(月)	尾山台出張所	瓦葺(尾山台団地を含む)
26(火)	上平公民館	上平地区
27(水)		原市(1316~1440番地と原市団地を除く)
28(木)	原市公民館	五番町・原市中・原市北・原市団地
3/1(金)		瓦葺(尾山台団地を含む)
5(火)	市民体育館	西上尾第一団地
6(水)		西上尾第二団地
7(木)		壱丁目・今泉・向山・川
8(金)		地頭方・大谷本郷・堤崎・中新井・戸崎・西宮下
12(火)	平方支所	平方地区
13(水)	大石公民館	小泉・藤波・畔吉・領家
14(木)		井戸木・泉台・中分・小敷谷(西上尾第一・第二団地を除く)

※前年までと日程・対象地区が変更になっている場合があるので注意してください。

※各施設は8時30分から(文化センターは9時から)入場可能で、9時15分から15時まで受け付け予定です。入場時間よりも前の来場はご遠慮ください。

※各施設の入場時間以降に整理券を配布し、順番に案内します。

※対象地区は目安です。都合が合わない場合は、他の日程・会場にお越しください。

※市民体育館は、室内履きをお持ちください。外履きはビニール袋などに入れて自己管理をお願いします。

※各会場の駐車場に限りがあるため、自家用車での来場はご遠慮ください。

●郵送での提出にご協力ください

申告受付会場は大変混み合い、長時間お待ちいただく場合があるので、郵送での提出にご協力ください。

●公的年金等を受給している人へ

公的年金等の収入金額の合計が400万円以下でそれ以外の所得が20万円以下であれば、確定申告を提出する必要はありません。ただし、市民税・県民税申告書の提出が必要な場合があります。詳しくは9ページを参考に確認してください。

**青色申告者対象の
確定申告相談会**

上尾商工会議所
☎773-3111・☎775-9090

☎2月19日(火)・25日(月)、3月6日(水)・7日(木)・12日(火)9時30分~15時30分(11時30分~13時30分を除く) ☎上尾商工会議所(二ツ宮750) ☎個別決算指導、納税相談

税理士による所得税の無料相談

関東信越税理士会上尾支部
☎776-8777

①還付申告相談(事前予約制) ☎(1)2月4日(月)・5日(火)9~16時(2)2月6日(水)・7日(木)10時~16時30分 ☎(1)上尾県税事務所(南239-1)(2)桶川マイン3階イベント広場「OKEGAWAhonプラス+」(桶川市若宮1-5-2) ☎1月21日(月)~25日(金)10~15時に電話で関東信越税理士会上尾支部へ

②税務相談(事前予約制)

☎2月1日(金)~15日(金)(土)(日)(祝を除く)9時30分~16時(12~13時を除く) ☎市内の各税理士事務所 ☎9時30分~16時(12~13時を除く)に電話で関東信越税理士会上尾支部へ

【①②共通】☎次の(ア)~(ウ)のいずれかに該当する人(ア)年金受給者(イ)給与所得者で医療費控除を受ける(ウ)年の途中で退職・就職した、年末調整が済んでいない

20歳になったら国民年金の加入手続きを

保険年金課 ☎7755137
☎77519827

20歳になると、会社員や公務員、またはその被扶養配偶者以外の方は、国民年金(第1号被保険者)に加入します。日本年金機構から郵送される届出書を用意して、保険年金課または各支所・出張所で手続きをしてください。後日、日本年金機構から年金手帳と納付書が郵送されます。

保険料は、月額1万6,340円(平成30年度)です。保険料が納められない場合は、学生納付特例制度や免除制度、納付猶予制度がありますので相談してください。

年金受給者に 源泉徴収票を郵送

保険年金課 ☎7755137
☎77519827
大宮年金事務所 ☎65213399

1月下旬、年金受給者に日本年金機構から源泉徴収票が郵送されます(障害・遺族年金は非課税のため郵送されません)。源泉徴収票には、昨年の年金支払総額、源泉徴収税額、扶養控除などの内容が記載されています。

ます。この源泉徴収票は、確定申告や市・県民税の申告をする時に必要になりますので、大切に保管してください。

源泉徴収票を紛失して再交付を希望する場合や、2月になっても届かない場合は、大宮年金事務所またはねんきんダイヤル(☎0570-051165)へ問い合わせてください。また、申告をする時に「国民年金保険料控除証明書」が必要な場合も、大宮年金事務所へ問い合わせてください。

介護保険料納入通知書用 封筒への有料広告を募集

高齢介護課 ☎7755127
☎7768872

2019年度に発送する介護保険料納入通知書の封筒に掲載する、有料広告を募集します。掲載は審査の上、決定します。「掲載位置」封筒裏面 【募集枠数】2枠 【色・規格・掲載料】単色刷り(市の指定色)・縦35×横90ミ・5万円(1枠当たり) 【封筒使用期間】7月～2020年6月 【発送数】約6万通 ①甲込書(高齢介護課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入して、1月7日(月)～2月7日(木)に直接、高齢介護課へ

技能功労者表彰式

商工課 ☎77714441
☎77515024

昨年11月23日、文化センターで、「第35回上尾市技能功労者表彰式」が行われました。職種と被表彰者は、次の16人です(敬称略)。大工/関根隆明、高橋勉、池田正勝、とび職/澁谷吉孝、板金工/渡邊政一、豊職/木村和夫、配管工/清水義憲、電気工事工/遠藤秀樹、造園職/黒須弘隆、美容師/梅原とよゑ、栗田純永、調理師/松本功、鮎職/長谷川保、精密機械工/片桐道夫、センタレス研磨加工工/椎名寿、プラスチック金型工/新井健一

防災講演会 ～女性視点での災害対策～

危機管理防災課 ☎7755140
☎7759927

昨年7月の豪雨や大阪府北部地震、北海道胆振東部地震などでは、家屋の倒壊や土砂崩れで大きな被害が発生しました。いつ発生するか分からない災害への対策を学びましょう。①1月19日(土)10～12時 ②コミュニティセンター 【講師】国崎信江さん(株)危機管理教育研究所代表(定100人(先着順))

市消防団 新入団員募集!

消防総務課 ☎775-1500・☎775-2230

消防団は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という精神のもとに地域で活動し、地域防災の要として各種災害から人命と財産を守っています。市民を災害から守るため、勇気あるあなたの力が必要です。

●消防団員とは 他に職業や学業を持つ非常勤特別職の地方公務員です。消防本部などの職員と同じく、権限と責任を有する地方公務員である一方、ボランティアとしての性格も併せ持っています。【入団資格】市内に在住・在勤の18歳以上45歳未満で心身ともに健康な人 ①直接または電話で消防総務課へ



地域のために活動する消防団

輝かしい新春を迎えて

市長 畠山 稔



新年、あけましておめでとうございます。

昨年上尾市は、市制施行60周年の節目を迎えました。今後、さらに上尾市発展のため、初心を忘れず、気持ちを新たに取り組んでまいります。

さて、ことしの重点事業として、まず、小学校の音楽室にエアコンを設置します。窓を閉めきることが多い音楽室にエアコンを設置し、子どもたちの安心・安全を確保したいと思います。これにより、市内全ての小・中学校の音楽室にエアコンが設置されることとなります。

次に、英語教育の充実です。市内の小学校では、すでに2020年度実施の新学習指導要領を2年前倒して実施しています。これに加え、ALT(外国語指導助手)を増員し、小学校1・2年生においても週1時間は英語に触れられる体制を整えます。

そして、災害時の防災力向上です。2019年度当初予算に防災体制強化に関する具体的な施策を盛り込みたいと思います。

私は、ことしを表す漢字を「正」としました。市民に夢を持てただけの街「みんなが輝く街 上尾」の実現に向け、公正な政治、公平な行政を推進し、新しい上尾に向けた一歩を踏み出していく年にしていきたいと思っています。

市内郵便局と「連携と協働に関する包括協定」を締結

行政経営課 ☎775-3963・☎776-8873

昨年11月20日、市は市内郵便局と「連携と協働に関する包括協定」を締結しました。

この協定は、地域・暮らしの安全・安心、災害対策に関すること、環境保全に関すること、農業の振興・地産地消の促進に関することなどの分野で、市民サービスの向上と地域の活性化を図ることを目的としています。



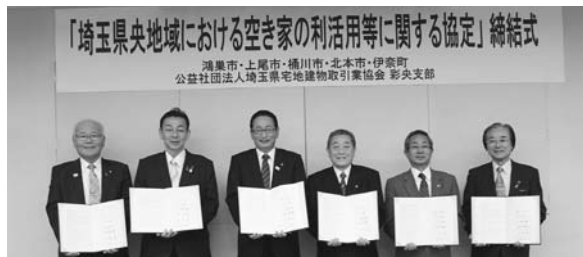
左から上尾二ツ宮郵便局遠山局長、上尾郵便局村田局長、畠山市長、上尾平方郵便局林局長

「埼玉県央地域における空き家の利活用等に関する協定」を締結

交通防犯課 ☎775-5138・☎775-9927

昨年11月22日、鴻巣市・上尾市・桶川市・北本市・伊奈町と埼玉県宅建物取引業協会彩央支部による「埼玉県央地域における空き家の利活用等に関する協定」の締結式が行われました。

この協定は、4市1町と宅建協会が相互に連携、協力し県央地域内の空き家を市場へ流通させ、空き家の利活用を図ることを目的としています。今後は、空き家の有効活用のため、空き家バンクの設置・運営を進めていきます。



左から伊奈町大島町長、桶川市小野市長、畠山市長、埼玉県宅建物取引業協会彩央支部河野支部長、鴻巣市原口市長、北本市現王園市長

ヤフー(株)と「災害に係る情報発信等に関する協定」を締結

危機管理防災課 ☎775-5140・☎775-9927

昨年9月26日、市はヤフー(株)と「災害に係る情報発信等に関する協定」を締結しました。

この協定により、災害時に市ホームページのキャッシュサイト(コピーページ)が作成されます。キャッシュサイトが作成されることで、市ホームページへのアクセス集中によるサーバーの負担が軽減され、市ホームページに接続できないなどの障害を防ぐことができます。また、ヤフー(株)が提供する「Yahoo!防災速報アプリ」を通じて、市からの緊急情報を配信することができますようになりました。

Yahoo!
防災速報アプリ

パソコンの場合
<http://emg.yahoo.co.jp/>

iPhoneの場合



Androidの場合

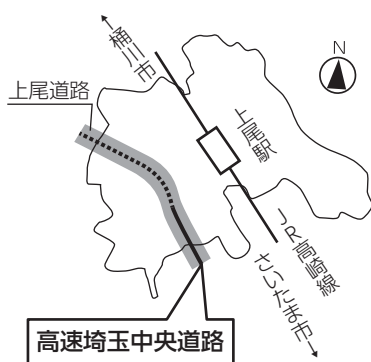


都市計画の変更に関する説明会

都市計画課 0775-7629

0775-9906

1・4・1号高速埼玉中央道路（真決定）の都市計画の変更案（左図）実線部分を作成するにあたり、説明会を開催します。時1月18日（金）19時～19日（土）10時～ 所大谷公民館 市内に在住の人、市内に住所がある法人 定各60人



生徒指導支援員（臨時職員）の募集

指導課 0775-9672

0775-5633

市内小・中学校での校内巡回を中心とした生徒指導の支援 【雇用期間】4月4日（木）～2020年3月26日 【勤務日・時間】週4日（月～金）または週5日（月～金）8時30分～16時

時のうち、1日5.5時間 【時給】900円（予定） 【通勤手当】1日150円（予定） 学校教育に関心があり、青少年健全育成に意欲がある20歳以上の人 定4人程度 甲申請書 指導課にある。市ホームページからダウンロードも可）に必要事項を記入して、2月6日（水）までに直接、指導課へ

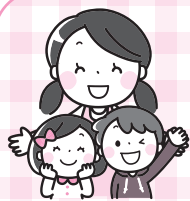
重度心身障害者医療費助成制度

障害福祉課 0775-5123

0776-8872

次の①～④のいずれかに該当する人 ①身体障害者手帳1～3級 ②療育手帳A、B ③精神障害者保健福祉手帳1級 ④65歳以上で次のア～ウのいずれかの障害により、後期高齢者医療制度による障害認定を受けている ⑤国民年金法障害等級1、2級 ⑥身体障害者手帳4級の一部（音声・言語機能障害、下肢障害の一部） ⑦精神障害者保健福祉手帳2級 ※初めて該当する手帳などの交付を受けた日が平成27年1月1日以降で、かつ65歳以上の人、上尾市以外の市区町村から援護または国民健康保険の給付を受けている人、埼玉県以外の後期高齢者医療広域連合からの給付を受けている人を除きます。【助

平成31年4月採用



公立保育所のパート職員を募集

保育課 0775-5044・0774-5342

公立保育所では、代替保育士、短時間保育士、延長時間パート職員を募集しています。

①代替保育士 【勤務日・時間】週5日（月～土）8時30分～17時のうち、1日7時間30分 ※（土）は月1回程度の勤務です。【日給】8,325円（年数加算あり） 保育士資格がある60歳までの人

②短時間保育士 【勤務日・時間】週4日（月～土）8時30分～17時（土）は12時まで）のうち、1日4時間30分 ※勤務時間帯は要相談です。【時給】1,040円（年数加算あり） 保育士資格がある60歳までの人

③延長時間パート 【勤務日・時間】（月～金）7時～8時30分、17～19時、（土）7時～8時30分、12～18時（部分勤務が可）

【時給】1,110円 63歳までの子どもが好きな人 ※資格がない人もできます。

●①～③共通 【勤務場所】市内公立保育所15カ所のうち、勤務可能な保育所 【交通費】2～4歳未満/100円、4歳以上/150円 ※①は公共交通機関利用の場合、実費支給です。 申請書（保育課にある。市ホームページからダウンロードも可）に必要事項を記入して、履歴書、証明写真、資格証の写し（③を除く）を用意して直接、保育課へ ※受け付けは随時行っています。 ※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

成額）入院・外来などの各医療保険

制度の自己負担額（ただし、③の人の精神病床への入院分は除く）、入院時食事・生活療養標準負担額の2分の1 甲該当する障害者手帳、健康保険証、本人名義の預貯金通帳

の口座番号が分かる物、印鑑認め印を用意して直接、障害福祉課へ ※現在、受給資格のある人は、手続きは不要です。（土）宛は受け付けできません。



所得税と市・県民税の控除

高齢介護課 ☎77515126
☎77618872

所定の基準を満たす人は、所得税や市・県民税の控除を受けることができます。

寝たきりや認知症の高齢者の障害者・特別障害者控除

市が交付する「障害者控除対象者認定書」が必要です。 ※身体障害者手帳などを持っている人は、手帳を提示することで控除を受けられます。 ④次の①～④の全てに該当す

る人①市内に住所がある②認定基準日(対象年の12月31日)現在で満65歳以上③寝たきりや準寝たきり(屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしでは外出できない)、認知症(日常生活に支障をきたすような症状、行動や意思疎通の困難さが多少見られる)である④本人またはその家族の扶養者で、税の控除が必要 ※要介護認定を受けていない人は、医師の診断書(高齢介護課にある)の提出が必要です。 ④直接、高齢介護課へ ※「障害者控除対象者認定書」は、申請から約10日で郵

送します。

寝たきりの高齢者が使用するおむつ代の医療費控除

●初めておむつ代の医療費控除を受ける人 医師が発行する「おむつ使用証明書」(高齢介護課にある)が必要です。 ※「おむつ使用証明書」は、医療機関にも用意してある場合があります。

2年目以降の人

市が発行する「おむつに係る費用の医療費控除に用いる証明の確認書」が必要です。確認書は、申請から約10日で郵送します。 ④要介護認定を受けている人で、介護保険主治医意見書の内容により、次の(1)(2)の全てに該当する人

(1)寝たきり状態である(2)尿失禁の可能性がある ※条件に該当しない場合は、医療機関で再度「おむつ使用証明書」を取得してください。 ④直接、高齢介護課へ



一緒に『広報あげお』を作ませんか?
「まちかど特派員」を募集

広報広聴課 ☎775-4918・☎776-8873

市の催しや行事、祭りや文化・スポーツイベントなど、にぎわいの様子や市民活動取材して『広報あげお』に掲載したり、地域の話題や身近な出来事などを情報提供したりする市民記者「まちかど特派員」を募集します。 【任期】4月～2020年3月 ④市内に6カ月以上居住している20歳以上の人(4月1日時点) 【募集人数】6人(選考) ④『広報あげお』の「まちかど特派員だより」(年2回、18ページ参照)の原稿作成②地域の話題などの情報提供③まちかど特派員会議への出席(年3回程度)④広報誌取材協力 【謝礼】年額1万2千円以内(予定) ④申込書(広報広聴課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入して、1月7日(月)～2月15日(金)に直接、広報広聴課へ



第3次上尾市市民活動推進計画(案)への意見を募集

市民活動支援センター ☎778-1810
☎778-1820

市民との協働のまちづくりを推進するため、「第3次上尾市市民活動

推進計画」を策定します。このたび、その案がまとまりましたので市民コメント制度に基づき、意見を募集します。 【計画(案)の公表・意見募集期間】1月22日(水)～2月15日(金) 【計画(案)・意見書の設置場所】市民活動支援センター、市役所1階情報公開コーナー ※市ホームページにも掲載します。 ④市内に在住・在勤・在学の人 【意見などの取り扱い】内容を検討し、策定の参考にします。 ※住所・氏名など個人が特定できる箇所を除き、意見の内容をホームページで公表します。 個別には回答しません。 【提出方法】意見書(市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入して、直接か郵送(必着)、またはファクス、メールで市民活動支援センター(〒362-0075 柏座1-1-15、☎53500@city.ageo.lg.jp)へ ※電話では受け付けできません。

11月分 市役所ギャラリーの貸し出し

生涯学習課 ☎775-9496
☎776-2250

2月1日(金)を行う11月分の抽選は、11月7日(木)～13日(水)の貸し出し分だけです。 ※市民ギャラリーの抽選は、通常通り行います。

☎ とき ④ 所 ところ ④ 内容 ④ 対象 ④ 費用・金額 ※記載のないものは「無料」 ④ 定員 ④ 持ち物
④ 申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 ④ 問い合わせ

新たなごみ処理施設の整備に向けて

環境政策課 ☎775-6925

☎775-9872



西貝塚環境センターは、稼働を開始してから20年が経過した後継施設の検討が必要となっています。後継施設の建設にあたり、伊奈町と広域ごみ処理を進めるため、昨年6月11日に「上尾市伊奈町ごみ処理広域化の推進に関する基本合意書」を締結しました。

この合意に基づき、昨年8月9日に「上尾・伊奈広域ごみ処理協議会」を設立し、候補地の選定に向けた今後のスケジュール、各種計画の策定などの協議を進めています。

現在、両市町は、「上尾市西貝塚環境センター」と「伊奈町クリーンセンター」でそれぞれのごみ処理を行っていますが、近年、ごみ量が減少傾向にあることなどから、基本合意により後継施設を1カ所に集約し、両市町のごみ処理を行うこととします。

今年度中に候補地の選定基準を作成し、来年度にはその選定基準を基に候補地を抽出することと並行して候補地の公募を行います。また、評価基準を、市民、有識者などからの意見を踏まえて作成し、候補地を決定していく予定です。

後継施設ができるまでには、用地の確保、建設、周辺のインフラ整備などに、15年から20年程度かかると見込まれます。

その間は現施設を稼働する必要がありますが、両施設とも老朽化が進んでいるため、後継施設の整備と並行して現施設の延命化を検討します。

合意事項

- 1 上尾市、伊奈町は、それぞれの現存するごみ処理施設の後継施設を共同して建設し、ごみ処理を行う。
- 2 新施設の一般廃棄物処理対象地域は、両市町の行政区域とする。
- 3 ごみ処理施設の建設地は上尾市、伊奈町内とする。また建設候補地の選定は、平成31年度を目標年次として行うものとする。
- 4 両市町による協議会を平成30年度末までに設置する。



大島町長(左)と畠山市長

70歳以上の世帯の人の 高額療養費の支給申請 手続きが簡素化

保険年金課 ☎78276481
(国保給付担当) ☎77599827

高額療養費は、同じ診療月に支払った医療費が高額になった時に、自己負担限度額を超えた分が払い戻される制度です。

昨年12月までは、市から送付された高額療養費支給申請書を毎回提出する必要がありました。しかし、1月からは手続きが簡素化され、1月以降に送付された申請書を提出することにより、次回以降は自動振り込みになります。ただし、すでに申請書を送付した高額療養費については自動振り込みされません。対象となる世帯には、申請書に案内文を同封しますので、確認してください。☎

上尾市の国民健康保険に加入している世帯のうち、次の①～③の全てに該当する世帯①世帯主が70歳以上②国民健康保険に加入している世帯員の全員が、70歳以上③国民健康保険税を完納している ※いずれかの条件に該当しなくなった場合は、自動振り込みが中止され、申請書の郵送が再開されます。

市観光協会推奨土産品

あげお市民セレクションの
認定マーク



「あげお市民セレクション」の 選考委員を募集

市観光協会
☎775-5917 ・ ☎775-5024

市観光協会では、市内で製造または加工された土産品の普及と品質の向上を図り、市内における産業の振興に寄与することを目的に、昨年12月に42品目の推奨土産品を認定しました。この推奨土産品の中から、市民が「上尾土産として贈りたい」「特におすすめしたい」という物を「あげお市民セレクション」として認定し、商品のPRを行います。この「あげお市民セレクション」の選考委員を募集します。

※選考委員には、選考会当日、会場で使える推奨土産品購入券(2千円分)を差し上げます。なお、交通費は支給しません。

②次の①～④の全てに該当する人①市内に在住で20歳以上②出品事業者の関係者(家族、親族を含む)でない③募集要項(市観光協会、市観光協会ホームページにある)を順守できる④3月16日(土)13～16時にショーサンプラザ(谷津2-1-1)で開催する選考会に参加できる ※選考会は一般公開します。※推奨土産品の中には、原材料の一部または製造過程で、小麦・卵・牛乳・落花生・そば・エビ・カニなどを含む場合がありますので、あらかじめご了承ください。定30人(応募者多数の場合は抽選) 申応募用紙(市観光協会にある。市観光協会ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入して、1月31日(木)まで(当日消印有効)に郵送またはファクスで市観光協会(〒362-0042谷津2-1-50)「あげお市民セレクション」選考会担当へ

大雪時に備えて

危機管理防災課

☎775-5140

道路課

☎775-9927

☎775-8597

☎775-9906

1～3月は、雪の降りやすい時季になりますので、次の点に注意してください。屋根からの落雪/道路での転倒/積雪で狭くなった道路での

自動車とのすれ違い/積雪で見えにくくなった道路脇の側溝/積雪によるカーポートの倒壊/不要不急の外出を避ける(外出する場合は滑りにくい靴を着用する)

除雪時のお願い

●道路に雪を出さない 道路に雪を出すと自動車や自転車のハンドルが取られ、交通事故の原因になります。●道路の除雪にご協力を 交通安全

のため、できる範囲でお願いします。※できるだけ2人以上で作業をしてください。

明るい選挙推進員を募集

選挙管理委員会事務局

☎775-9689

☎775-9819

明るい選挙推進員は、イベントなどで投票への参加や選挙についての啓発活動を行う市民ボランティアです。②選挙人名簿に登録されている人で、政治や選挙に関心があり、中立公正な活動ができる人【任期】4月1日～2021年3月31日まで

申2月28日(木)までに氏名、住所、電話番号を、直接か電話またはファクスで、選挙管理委員会事務局へ

水道管の凍結にご注意を

水道施設課

☎775-5157

☎772-9050

気温が氷点下4度以下になると、水道管が凍結する恐れがあります。建物の北側など日が当たらない場所や風当たりの強い場所にある水道管、むき出しになっている水道管は注意が必要です。

●凍結を防ぐためには タオルや毛布を巻き、濡れないようにビニールなどで保護するか、水道管用の保温材を使用してください。また、水

道メーターは、布などを濡れないようビニール袋に詰めてメーターボックスの中に入れてください。

●水道管が凍結してしまったら 自然に解けるのを待つか、タオルや布をかぶせて、その上からゆっくりにぬるま湯を掛けてください。直接掛けると、水道管が破裂することがありますので注意してください。

上尾丸山公園大池 かいぼりシンポジウム

みどり公園課

☎775-8129

☎775-9906

来年度予定している上尾丸山公園の大池のかいぼり事業に向けて、かいぼりの目的や効果を学び、大池の再生について考えます。時2月11日(祝)13時30分～16時30分 所文化センター ②講演会、トークセッション、市民参加型かいぼりの事例紹介、参加者の体験談他 ③小学生以上 ※小学生は保護者同伴です。講演内容は小学校高学年以上向けです。定120人(先着順) 申2月8日(金)までに代表者の氏名、居住している市区町村名、年齢、参加人数を市ホームページの応募フォームか電話(受け付け/平日10～19時)またはファクスで認定NPO法人生態工房(☎042-275634)へ